

## 公務員制度改革大綱に基づく公益法人の役員に関する措置の推進状況の調査結果

平成16年3月  
内閣官房  
総務省

政府は、平成13年12月に閣議決定した「公務員制度改革大綱」(平成13年12月25日閣議決定)において、国家公務員の適正な再就職ルールの確立を図るため、営利企業や特殊法人等への再就職とともに、公益法人への再就職についても、民間法人としての性格を踏まえつつ、見直しを行うことを決定した。これを受け、14年3月には、本閣議決定に基づき、各府省が所管公益法人に対し指導等すべき具体的事項を定めた「公務員制度改革大綱に基づく措置について」(平成14年3月29日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ。以下「申合せ」という。)を各府省間で申し合わせたところである。

本調査結果は、上記申合せ以来2回目の調査となり、国所管公益法人を対象とした上記申合せの推進状況について、平成15年11月1日現在で調査し、取りまとめたものである。全体としては、大部分の法人において、申合せに沿った措置が講じられてきている。一方で、少数ではあるが、申合せに沿った措置が講じられていない法人も存在し、これらについては、閣議決定及び申合せの趣旨を踏まえ、引き続き各府省において適切な指導が行われるよう徹底を図っていくこととしている。具体的な調査結果は以下のとおりである(なお、法人数は共管による重複を除いた実数である。)

### 1 退職公務員の役員就任状況に関する情報開示の状況

申合せの記1では、各府省は、所管公益法人に対し、役員名簿に、各役員の常勤・非常勤の別、国家公務員出身者である役員についてはその最終官職を付記するよう指導することとされているが、その実施状況は以下のとおりである。

#### (1) 役員名簿への常勤・非常勤の別の付記の状況

対象法人(国所管のすべての法人：7,007法人)中、役員名簿に、常勤・非常勤の別を付記している法人の数は、6,565法人(対象法人全体の93.7%)である(資料1)。

#### (2) 役員名簿への国家公務員出身者の最終官職の付記の状況

対象法人(役員に国家公務員出身者がいる法人：2,913法人)中、役員名簿に国家公務員出身者である役員について、その最終官職を付記している法人の数は、2,724法人(対象法人全体の93.5%)である(資料2)。

(注) 国家公務員出身者とは、本府省課長・企画官相当職以上及び地方支分部局の本府省課長・企画官相当職以上の経験者である。

### 2 役員の報酬・退職金規程の整備・公開状況

申合せの記2では、各府省は、国から補助金等を受けている等の公益法人(注)(対象法人数は、1,192法人)に対し、役員の報酬・退職金に関する規程を定め、一般の閲覧に供するとともに、インターネットにより公開するよう指導することとされている。また、各府省は、これら

の規程を備えて置き、閲覧に供するとともに、各府省のホームページに掲載することとされている。これらの実施状況は以下のとおりである。

(注) 平成14年度決算ベースにおいて国から補助金・委託費等の交付を受けている所管公益法人及び国から検査・認定・資格付与等の事務・事業の委託等、推薦等を受けている所管公益法人を指す。

(1) 役員報酬に関する規程の整備・公開状況

対象法人中、役員報酬に関する規程を定めている法人は1,128法人である。このうち、具体的な支給水準が明らかになるよう規程を定めている法人が1,072法人(対象法人全体の89.9%)あり、申合せに沿った対応がとられている。なお、次期理事会等において、具体的な支給水準が明らかになるよう規程を改正し、又は新たに定める予定の法人は86法人となっている。また、規程を定めている1,128法人のうち、規程を公開している法人は、1,039法人(対象法人全体の87.2%)である。このうち、閲覧及びインターネットによる公開のすべてを実施している法人は、795法人(対象法人全体の66.7%)である(資料3)。

役員報酬に関する規程の整備・公開状況

法人数	1,192	規程を定めている法人	うち	うち	規程を定めていない法人	うち	規程を公開している法人	うち
			具体的な支給水準が明らかになるよう規程を定めている法人	次期理事会等において具体的な支給水準が明らかになるよう規程を改正予定の法人		次期理事会等において具体的な支給水準が明らかになるよう規程を整備予定の法人		閲覧及びインターネットによる公開のすべてを実施している法人
法人数	1,192	1,128	1,072	37	64	49	1,039	795
割合(%)	100	94.6	89.9	3.1	5.4	4.1	87.2	66.7

(注) 1 「割合(%)」は、各項目該当法人数の対象法人全体に占める割合を示す。

2 「規程を定めている法人」及び「うち具体的な支給水準が明らかになるよう規程を定めている法人」については、調査時点で既に規程を定めていたもののほか、平成15年度末までに具体的な支給水準を明らかにするよう規程を改正する予定とした法人又は具体的な支給水準を明らかにするよう新たに規程を整備する予定とした法人を含む。

(2) 役員退職金に関する規程の整備・公開状況

対象法人中、役員退職金に関する規程を定めている法人は1,115法人である。このうち、具体的な支給水準が明らかになるよう規程を定めている法人が1,081法人(対象法人全体の90.7%)あり、申合せに沿った対応がとられている。なお、次期理事会等において、具体的な支給水準が明らかになるよう規程を改正し、又は新たに定める予定の法人は79法人となっている。また、規程を定めている1,115法人のうち、規程を公開している法人は、998法人(対象法人全体の83.7%)である。このうち、閲覧及びインターネットによる公開のすべてを実施している法人は、770法人(対象法人全体の64.6%)である。(資料4)。

役員退職金に関する規程の整備・公開状況

法人数	1,192	規程を定めている法人	うち	うち	規程を定めていない法人	うち	規程を公開している法人	うち
			具体的な支給水準が明らかになるよう規程を定めている法人	次期理事会等において具体的な支給水準が明らかになるよう規程を改正予定の法人		次期理事会等において具体的な支給水準が明らかになるよう規程を整備予定の法人		閲覧及びインターネットによる公開のすべてを実施している法人
法人数	1,192	1,115	1,081	23	77	56	998	770
割合(%)	100	93.5	90.7	1.9	6.5	4.7	83.7	64.6

(注) 1 「割合(%)」は、各項目該当法人数の対象法人全体に占める割合を示す。

2 「規程を定めている法人」及び「うち具体的な支給水準が明らかになるよう規程を定めている法人」については、

調査時点で既に規程を定めていたもののほか、平成15年度末までに具体的支給水準を明らかにするよう規程を改正する予定とした法人又は具体的支給水準を明らかにするよう新たに規程を整備する予定とした法人を含む。

(3) 各府省による役員の報酬・退職金規程の公開状況

すべての府省において、役員の報酬・退職金に関する規程を閲覧に供するとともに、各府省のホームページに掲載しており、申合せに沿った対応がとられているが、一部の法人の規程がホームページに掲載されていない場合も見られることから、このような場合については、速やかに改善が図られるよう徹底を図っていくこととしている（資料5）。

3 役員の報酬・退職金の水準及び在任年齢に関する措置の状況

申合せの記3では、各府省は、国と特に密接な関係を持つ公益法人（注）（対象法人数は、478法人）に対し、常勤の役員の報酬・退職金等については、民間だけでなく、国家公務員の給与・退職手当の水準と比べても不当に高額に過ぎないように指導することとされている。また、役員の在任年齢について、従来の特種法人役員に加え、先般、独立行政法人役員についても決定（「特種法人の役員の給与・退職金等について」（平成14年3月15日閣議決定））がなされたことを踏まえ、適切な規程を整備するよう要請することとされている。これらの実施状況等は以下のとおりである。

（注）平成14年度決算ベースにおいて国からの補助金・委託費等の2分の1以上を第三者に交付する所管公益法人、国からの補助金・委託費等による収入額が年間収入額の3分の2以上を占める所管公益法人及び国から検査・認定・資格付与等の事務・事業の委託等、推薦等を受けている所管公益法人を指す。

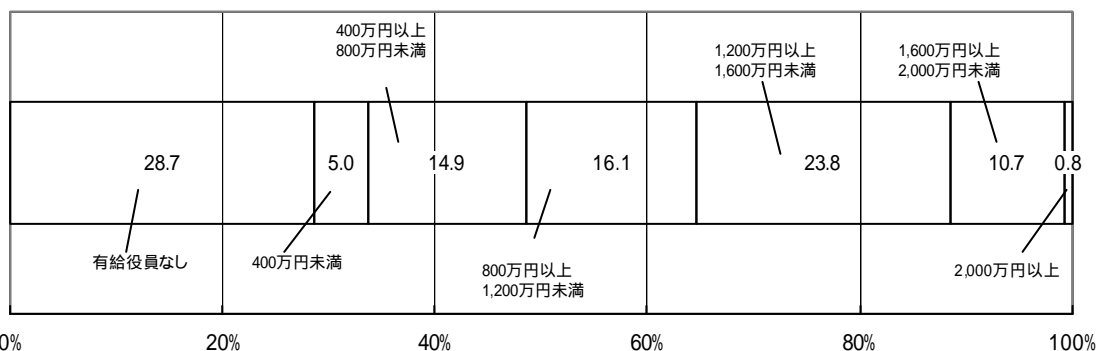
(1) 役員の報酬・退職金等の水準

役員の平均年間報酬額の状況

申合せの記3の対象法人の有給常勤役員に対する年間報酬の1人当たりの平均額を調査したところ、下表のとおりとなった。これによると、有給役員がいる法人は、341法人（対象法人全体の71.3%）であり、平均額が1,200万円以上1,600万円未満の法人が114法人（対象法人全体の23.8%）と最も多いが、有給役員のない法人及び1,200万円未満の法人で、対象法人全体の約6割を占めている（資料6）。

有給常勤役員の平均年間報酬額規模別法人数（グラフ内の数値は全体に占める割合（%）を示す。）

	有給役員なし	400万円未満	400万円以上 800万円未満	800万円以上 1,200万円未満	1,200万円以上 1,600万円未満	1,600万円以上 2,000万円未満	2,000万円以上 2,400万円未満	2,400万円以上
法人数	478	137	24	71	77	114	51	4
割合（%）	100	28.7	5.0	14.9	16.1	23.8	10.7	0.8



（注）1 「割合（%）」は、各規模別法人数の対象法人全体に占める割合を示す。  
2 平均年間報酬額は、役員報酬に関する規程に基づき、常勤の各役員に支給した場合の年間報酬の平均額を算出したものである。なお、規程を定めていない法人については、平成14年度の実績又は平成15年度支給見込みに基づき算出したものである。

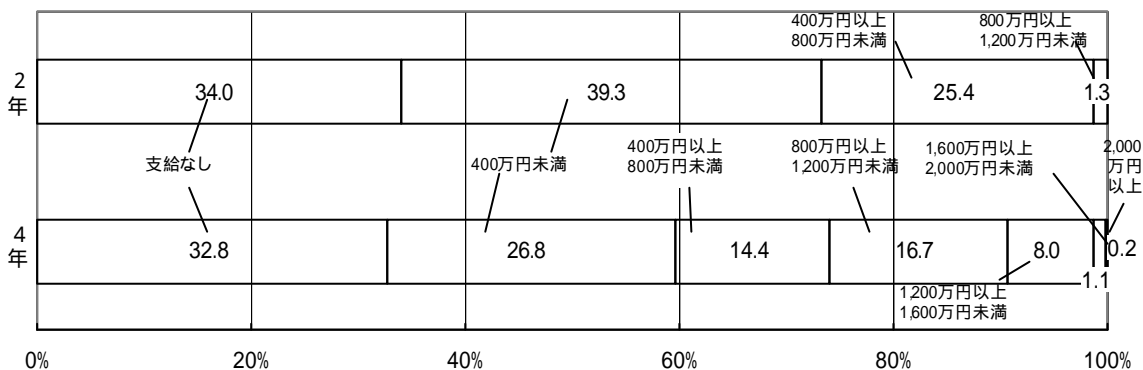
### 役員 averages退職金額の状況

申合せの記3の対象法人の常勤役員退職金の1人当たりの平均額を調査したところ、下表のとおりとなった。これによると、退職金額の算出が可能な法人（473法人。以下「算出可能法人」という。）のうち、仮に常勤役員が勤続2年で退職した場合に支給される退職金の平均額を見ると、平均額が400万円未満の法人が186法人（算出可能法人全体の39.3%）と最も多く、退職金の支給のない法人及び400万円未満の法人で、算出可能法人全体の約7割を占めている。次に、仮に常勤役員が勤続4年で退職した場合に支給される退職金の平均額を見ると、退職金の支給のない法人が155法人（算出可能法人全体の32.8%）と最も多く、退職金の支給のない法人及び800万円未満の法人で、算出可能法人全体の約7割を占めている（資料7）。

仮に常勤役員が勤続2年又は4年で退職した場合に支給される平均退職金額規模別法人数

（グラフ内の数値は全体に占める割合（%）を示す。）

		算出可能法人	退職金の支給なし	400万円未満	400万円以上800万円未満	800万円以上1,200万円未満	1,200万円以上1,600万円未満	1,600万円以上2,000万円未満	2,000万円以上2,400万円未満	2,400万円以上
2年	法人数	473	161	186	120	6	0	0	0	0
	割合(%)	100	34.0	39.3	25.4	1.3	0	0	0	0
4年	法人数	473	155	127	68	79	38	5	1	0
	割合(%)	100	32.8	26.8	14.4	16.7	8.0	1.1	0.2	0



- (注) 1 「割合(%)」は、各規模別法人数の退職金額の算出が可能な法人全体に占める割合を示す。  
 2 平均退職金額は、退職金に関する規程の有無にかかわらず、常勤役員平均退職金額を算出できる法人については、仮に勤続2年又は4年で退職した場合に支給される退職金額を算出し、これを基に算出したものである。退職金に関する規程がある場合には、当該規程に基づき算出し、規程がない場合には、過去の支給実績等を基に算出している。常勤役員退職金が、役員のクラス、年齢、経験等によって様々である場合には、調査日時点における役員の状況も勘案した上で、算出している。

### 報酬・退職金等の改善状況

申合せを踏まえ、平成15年度に報酬・退職金等を適正な水準に引き下げる等の改善を行った法人及び改善を検討中の法人は、31法人であった（資料8）。

### (2) 在任年齢に関する規程の整備状況

申合せの記3の対象法人中、在任年齢に関する規程を整備している法人及び整備を検討中の法人は372法人あり、対象法人全体の77.8%において、所管府省の要請を受けて申合せに沿った対応がとられている。規程上の在任年齢の上限を見ると、常勤の理事長等については70歳以下とするものが、常勤の理事については65歳以下とするものが最も多かった。

資料1 役員名簿への常勤・非常勤の別の付記の状況(申合せ記1関係)

府 省 名	対象法人数 (国所管のすべての法人数)	付記している 法人数
内閣府	91	89(97.8)
警察庁	52	52(100)
防衛庁	22	22(100)
金融庁	145	145(100)
総務省	324	319(98.5)
法務省	137	123(89.8)
外務省	232	207(89.2)
財務省	709	709(100)
文部科学省	1,938	1,553(80.1)
厚生労働省	1,234	1,216(98.5)
農林水産省	465	465(100)
経済産業省	859	859(100)
国土交通省	1,185	1,184(99.9)
環境省	92	92(100)
合 計	7,007	6,565(93.7)

- (注) 1 合計は共管による重複を除いた実数である。  
 2 括弧内は対象法人全体に占める割合(%)を示す。

資料2 役員名簿への国家公務員出身者の最終官職の付記の状況(申合せ記1関係)

府 省 名	対象法人数(役員 に国家公務員出身 者がいる法人数)	付記している 法人数
内閣府	68	64(94.1)
警察庁	42	42(100)
防衛庁	21	21(100)
金融庁	64	64(100)
総務省	183	179(97.8)
法務省	30	23(76.7)
外務省	152	134(88.2)
財務省	106	106(100)
文部科学省	651	493(75.7)
厚生労働省	436	431(98.9)
農林水産省	347	347(100)
経済産業省	449	449(100)
国土交通省	651	650(99.8)
環境省	67	67(100)
合 計	2,913	2,724(93.5)

- (注) 1 合計は共管による重複を除いた実数である。  
 2 括弧内は対象法人全体に占める割合(%)を示す。

資料3 役員の報酬に関する規程の整備・公開状況（申合せ記2関係）

府省名	対象法人数	規程を定めている法人数	うち	うち次期	規程を定めていない法人数	うち次期	規程を公開している法人数	うち閲覧及びインターネットによる公開のすべてを実施している法人数
			具体的な支給水準が明らかになるよう規程を定めている法人数	理事会等において具体的な支給水準が明らかになるよう規程を改正予定の法人数		理事会等において具体的な支給水準が明らかになるよう規程を整備予定の法人数		
内閣府	23	23(100)	22(95.7)	1(4.3)	0(0)	0(0)	23(100)	21(91.3)
警察庁	7	7(100)	7(100)	0(0)	0(0)	0(0)	7(100)	6(85.7)
防衛庁	4	4(100)	4(100)	0(0)	0(0)	0(0)	4(100)	4(100)
金融庁	7	7(100)	7(100)	0(0)	0(0)	0(0)	7(100)	6(85.7)
総務省	33	33(100)	31(93.9)	1(3.0)	0(0)	0(0)	30(90.9)	21(63.6)
法務省	3	3(100)	3(100)	0(0)	0(0)	0(0)	3(100)	1(33.3)
外務省	32	32(100)	26(81.3)	2(6.3)	0(0)	0(0)	29(90.6)	20(62.5)
財務省	8	8(100)	8(100)	0(0)	0(0)	0(0)	8(100)	6(75.0)
文部科学省	230	204(88.7)	178(77.4)	16(7.0)	26(11.3)	17(7.4)	165(71.7)	87(37.8)
厚生労働省	355	336(94.6)	329(92.7)	7(2.0)	19(5.4)	19(5.4)	320(90.1)	295(83.1)
農林水産省	180	180(100)	175(97.2)	5(2.8)	0(0)	0(0)	176(97.8)	92(51.1)
経済産業省	258	257(99.6)	251(97.3)	5(1.9)	1(0.4)	1(0.4)	249(96.5)	238(92.2)
国土交通省	183	164(89.6)	151(82.5)	10(5.5)	19(10.4)	12(6.6)	140(76.5)	106(57.9)
環境省	38	37(97.4)	37(97.4)	0(0)	1(2.6)	1(2.6)	32(84.2)	28(73.7)
合計	1,192	1,128(94.6)	1,072(89.9)	37(3.1)	64(5.4)	49(4.1)	1,039(87.2)	795(66.7)

(注) 1 合計は共管による重複を除いた実数である。

2 括弧内は対象法人全体に占める割合(%)を示す。

3 「規程を定めている法人」及び「うち具体的な支給水準が明らかになるよう規程を定めている法人」については、調査時点で既に規程を定めていたもののほか、平成15年度末までに具体的な支給水準を明らかにするよう規程を改正する予定とした法人又は具体的な支給水準を明らかにするよう新たに規程を整備する予定とした法人を含む。

資料4 役員の退職金に関する規程の整備・公開状況（申合せ記2関係）

府省名	対象 法人 数	規程を 定めて いる 法人数	うち	うち次期理	規程を 定めて いない 法人数	うち次期	規程を 公開して いる 法人数	うち閲覧及 びインター ネットによ る公開のす べてを実施 している 法人数
			具体的な 支給水準が 明らかに なるよう 規程を 定めている 法人数	事会等に おいて具体 的な支給水 準が明らか なるよう規 程を改正予 定の法人数		理事会等に おいて具体 的な支給水 準が明らか なるよう 規程を整備 予定の法人数		
内閣府	23	23(100)	23(100)	0(0)	0(0)	0(0)	23(100)	21(91.3)
警察庁	7	7(100)	7(100)	0(0)	0(0)	0(0)	7(100)	5(71.4)
防衛庁	4	4(100)	4(100)	0(0)	0(0)	0(0)	4(100)	4(100)
金融庁	7	7(100)	7(100)	0(0)	0(0)	0(0)	7(100)	6(85.7)
総務省	33	32(97.0)	30(90.9)	2(6.1)	1(3.0)	0(0)	28(84.8)	18(54.5)
法務省	3	3(100)	3(100)	0(0)	0(0)	0(0)	3(100)	1(33.3)
外務省	32	31(96.9)	24(75.0)	4(12.5)	1(3.1)	1(3.1)	26(81.3)	20(62.5)
財務省	8	8(100)	8(100)	0(0)	0(0)	0(0)	8(100)	6(75.0)
文部科学省	230	196(85.2)	185(80.4)	6(2.6)	34(14.8)	18(7.8)	136(59.1)	73(31.7)
厚生労働省	355	336(94.6)	333(93.8)	3(0.8)	19(5.4)	19(5.4)	321(90.4)	297(83.7)
農林水産省	180	180(100)	174(96.7)	6(3.3)	0(0)	0(0)	175(97.2)	93(51.7)
経済産業省	258	257(99.6)	250(96.9)	6(2.3)	1(0.4)	1(0.4)	253(98.1)	235(91.1)
国土交通省	183	161(88.0)	154(84.2)	5(2.7)	22(12.0)	17(9.3)	133(72.7)	99(54.1)
環境省	38	37(97.4)	37(97.4)	0(0)	1(2.6)	1(2.6)	30(78.9)	26(68.4)
合計	1,192	1,115(93.5)	1,081(90.7)	23(1.9)	77(6.5)	56(4.7)	998(83.7)	770(64.6)

(注) 1 合計は共管による重複を除いた実数である。

2 括弧内は対象法人全体に占める割合(%)を示す。

3 「規程を定めている法人」及び「うち具体的な支給水準が明らかになるよう規程を定めている法人」については、調査時点で既に規程を定めていたもののほか、平成15年度末までに具体的な支給水準を明らかにするよう規程を改正する予定とした法人又は具体的な支給水準を明らかにするよう新たに規程を整備する予定とした法人を含む。

資料5 各府省における所管法人の役員の報酬・退職金規程のホームページ掲載箇所のURL

	ホームページ掲載箇所のURL
内閣府	<a href="http://www8.cao.go.jp/koueki-co/co-list.html">http://www8.cao.go.jp/koueki-co/co-list.html</a>
警察庁	<a href="http://www.npa.go.jp/syokan/index.htm">http://www.npa.go.jp/syokan/index.htm</a>
防衛庁	<a href="http://www.jda.go.jp/j/info/koeki/ichiran/index.htm">http://www.jda.go.jp/j/info/koeki/ichiran/index.htm</a>
金融庁	<a href="http://www.fsa.go.jp/koueki/koueki.html">http://www.fsa.go.jp/koueki/koueki.html</a>
総務省	<a href="http://www.soumu.go.jp/koueki/index.html">http://www.soumu.go.jp/koueki/index.html</a>
法務省	<a href="http://www.moj.go.jp/KANBOU/houjin.html">http://www.moj.go.jp/KANBOU/houjin.html</a>
外務省	<a href="http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/koeki/index.html">http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/koeki/index.html</a>
財務省	<a href="http://www.mof.go.jp/koueki/index.htm">http://www.mof.go.jp/koueki/index.htm</a>
文部科学省	<a href="http://www.mext.go.jp/b_menu/koueki/index.htm">http://www.mext.go.jp/b_menu/koueki/index.htm</a>
厚生労働省	<a href="http://www.mhlw.go.jp/general/seido/hojin/index.html">http://www.mhlw.go.jp/general/seido/hojin/index.html</a>
農林水産省	<a href="http://www.maff.go.jp/koueki/index.html">http://www.maff.go.jp/koueki/index.html</a>
経済産業省	<a href="http://www.meti.go.jp/intro/koueki_houjin/a_index_00.html">http://www.meti.go.jp/intro/koueki_houjin/a_index_00.html</a>
国土交通省	<a href="http://www.mlit.go.jp/koueki2/index-top.html">http://www.mlit.go.jp/koueki2/index-top.html</a>
環境省	<a href="http://www.env.go.jp/info/koeki/hozin.html">http://www.env.go.jp/info/koeki/hozin.html</a>



資料6 有給常勤役員の平均年間報酬額規模別法人数（申合せ記3関係）

府省名	対象法人数	有給役員 のいない 法人数	400万円 未満の 法人数	400万円 以上800 万円未満 の法人数	800万円以 上1,200 万円未満 の法人数	1,200万円 以上1,600 万円未満 の法人数	1,600万円 以上2,000 万円未満 の法人数	2,000万円 以上2,400 万円未満 の法人数	2,400万円 以上の 法人数
内閣府	3	3(100)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
警察庁	3	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	3(100)	0(0)	0(0)	0(0)
防衛庁	2	0(0)	0(0)	0(0)	1(50.0)	1(50.0)	0(0)	0(0)	0(0)
金融庁	3	0(0)	0(0)	0(0)	1(33.3)	1(33.3)	0(0)	1(33.3)	0(0)
総務省	13	3(23.1)	0(0)	2(15.4)	0(0)	6(46.2)	2(15.4)	0(0)	0(0)
法務省	1	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(100)	0(0)	0(0)	0(0)
外務省	10	5(50.0)	0(0)	1(10.0)	0(0)	2(20.0)	2(20.0)	0(0)	0(0)
財務省	3	0(0)	0(0)	0(0)	1(33.3)	1(33.3)	0(0)	1(33.3)	0(0)
文部科学省	85	46(54.1)	7(8.2)	5(5.9)	10(11.8)	12(14.1)	4(4.7)	1(1.2)	0(0)
厚生労働省	175	68(38.9)	14(8.0)	43(24.6)	18(10.3)	27(15.4)	5(2.9)	0(0)	0(0)
農林水産省	47	2(4.3)	4(8.5)	7(14.9)	15(31.9)	16(34.0)	3(6.4)	0(0)	0(0)
経済産業省	87	4(4.6)	0(0)	2(2.3)	18(20.7)	38(43.7)	24(27.6)	1(1.1)	0(0)
国土交通省	92	9(9.8)	0(0)	11(12.0)	23(25.0)	32(34.8)	15(16.3)	2(2.2)	0(0)
環境省	6	0(0)	0(0)	3(50.0)	1(16.7)	2(33.3)	0(0)	0(0)	0(0)
合計	478	137(28.7)	24(5.0)	71(14.9)	77(16.1)	114(23.8)	51(10.7)	4(0.8)	0(0)

(注) 1 合計は共管による重複を除いた実数である。

2 括弧内は対象法人全体に占める割合(%)を示す。

3 平均年間報酬額は、役員報酬に関する規程に基づき、常勤の各役員に支給した場合の年間報酬の平均額を算出したものである。なお、規程を定めていない法人については、平成14年度の実績又は平成15年度支給見込みに基づき算出したものである。

資料7 常勤役員の平均退職金額規模別法人数（申合せ記3関係）

a. 仮に役員が勤続2年で退職した場合

府省名	対象法人数	退職金額の算出が可能な法人数	退職金を支給しない法人数	400万円未満の法人数	400万円以上800万円未満の法人数	800万円以上1,200万円未満の法人数	1,200万円以上1,600万円未満の法人数	1,600万円以上2,000万円未満の法人数	2,000万円以上2,400万円未満の法人数	2,400万円以上の法人数
内閣府	3	3(100)	3(100)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
警察庁	3	3(100)	0(0)	3(100)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
防衛庁	2	2(100)	0(0)	1(50.0)	1(50.0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
金融庁	3	3(100)	0(0)	1(33.3)	2(66.7)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
総務省	13	13(100)	3(23.1)	3(23.1)	7(53.8)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
法務省	1	1(100)	0(0)	0(0)	1(100)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
外務省	10	10(100)	5(50.0)	1(10.0)	4(40.0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
財務省	3	3(100)	0(0)	1(33.3)	2(66.7)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
文部科学省	85	85(100)	54(63.5)	21(24.7)	10(11.8)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
厚生労働省	175	175(100)	78(44.6)	79(45.1)	18(10.3)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
農林水産省	47	47(100)	5(10.6)	29(61.7)	12(25.5)	1(2.1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
経済産業省	87	86(98.9)	5(5.8)	23(26.7)	56(65.1)	2(2.3)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
国土交通省	92	88(95.7)	11(12.5)	39(44.3)	35(39.8)	3(3.4)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
環境省	6	6(100)	1(16.7)	5(83.3)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
合計	478	473(99.0)	161(34.0)	186(39.3)	120(25.4)	6(1.3)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)

(注) 1 合計は共管による重複を除いた実数である。

2 括弧内は退職金額の算出が可能な法人全体に占める割合(%)を示す(ただし、「退職金額の算出が可能な法人数」欄の括弧内は、対象法人全体に占める割合(%)を示す。)

3 平均退職金額は、退職金に関する規程の有無にかかわらず、常勤役員の平均退職金額を算出できる法人については、仮に勤続2年で退職した場合に支給される退職金額を算出し、これを基に算出したものである。退職金に関する規程がある場合には、当該規程に基づき算出し、規程がない場合には、過去の支給実績等を基に算出している。常勤役員の退職金が、役員のクラス、年齢、経験等によって様々である場合には、調査日時点における役員の状況も勘案した上で、算出している。

b. 仮に役員が勤続4年で退職した場合

府省名	対象法人数	退職金額の算出が可能な法人数	退職金を支給しない法人数	400万円未満の法人数	400万円以上800万円未満の法人数	800万円以上1,200万円未満の法人数	1,200万円以上1,600万円未満の法人数	1,600万円以上2,000万円未満の法人数	2,000万円以上2,400万円未満の法人数	2,400万円以上の法人数
内閣府	3	3(100)	3(100)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
警察庁	3	3(100)	0(0)	2(66.7)	1(33.3)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
防衛庁	2	2(100)	0(0)	0(0)	1(50.0)	1(50.0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
金融庁	3	3(100)	0(0)	0(0)	1(33.3)	1(33.3)	1(33.3)	0(0)	0(0)	0(0)
総務省	13	13(100)	3(23.1)	2(15.4)	1(7.7)	3(23.1)	4(30.8)	0(0)	0(0)	0(0)
法務省	1	1(100)	0(0)	0(0)	0(0)	1(100)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
外務省	10	10(100)	5(50.0)	0(0)	1(10.0)	2(20.0)	2(20.0)	0(0)	0(0)	0(0)
財務省	3	3(100)	0(0)	1(33.3)	0(0)	1(33.3)	1(33.3)	0(0)	0(0)	0(0)
文部科学省	85	85(100)	54(63.5)	14(16.5)	7(8.2)	5(5.9)	5(5.9)	0(0)	0(0)	0(0)
厚生労働省	175	175(100)	73(41.7)	69(39.4)	16(9.1)	14(8.0)	3(1.7)	0(0)	0(0)	0(0)
農林水産省	47	47(100)	5(10.6)	16(34.0)	15(31.9)	8(17.0)	2(4.3)	1(2.1)	0(0)	0(0)
経済産業省	87	86(98.9)	5(5.8)	9(10.5)	14(16.3)	32(37.2)	24(27.9)	1(1.2)	1(1.2)	0(0)
国土交通省	92	88(95.7)	10(11.4)	21(23.9)	20(22.7)	30(34.1)	4(4.5)	3(3.4)	0(0)	0(0)
環境省	6	6(100)	1(16.7)	2(33.3)	3(50.0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
合計	478	473(99.0)	155(32.8)	127(26.8)	68(14.4)	79(16.7)	38(8.0)	5(1.1)	1(0.2)	0(0)

(注) 1 合計は共管による重複を除いた実数である。

2 括弧内は退職金額の算出が可能な法人全体に占める割合(%)を示す(ただし、「退職金額の算出が可能な法人数」欄の括弧内は、対象法人全体に占める割合(%)を示す。)

3 平均退職金額は、退職金に関する規程の有無にかかわらず、常勤役員の平均退職金額を算出できる法人については、仮に勤続4年で退職した場合に支給される退職金額を算出し、これを基に算出したものである。退職金に関する規程がある場合には、当該規程に基づき算出し、規程がない場合には、過去の支給実績等を基に算出している。常勤役員の退職金が、役員のクラス、年齢、経験等によって様々である場合には、調査日時点における役員の状況も勘案した上で、算出している。

資料8 報酬・退職金等の改善状況（申合せ記3関係）

府 省 名	対象法人数	改善すべき点のなかつた法人数	改善を行った法人数	改善を検討中の法人数
内閣府	3	3(100)	0(0)	0(0)
警察庁	3	3(100)	0(0)	0(0)
防衛庁	2	2(100)	0(0)	0(0)
金融庁	3	3(100)	0(0)	0(0)
総務省	13	12(92.3)	1(7.7)	0(0)
法務省	1	0(0)	1(100)	0(0)
外務省	10	8(80.0)	2(20.0)	0(0)
財務省	3	3(100)	0(0)	0(0)
文部科学省	85	82(96.5)	3(3.5)	0(0)
厚生労働省	175	163(93.1)	12(6.9)	0(0)
農林水産省	47	46(97.9)	1(2.1)	0(0)
経済産業省	87	73(83.9)	14(16.1)	0(0)
国土交通省	92	87(94.6)	2(2.2)	3(3.3)
環境省	6	6(100)	0(0)	0(0)
合計	478	447(93.5)	28(5.9)	3(0.6)

(注) 1 合計欄は共管による重複を除いた実数を計算したものである。

2 括弧内は対象法人全体に占める割合(%)を示す。

3 改善すべき点の有無は、個々の法人の運営状況等を踏まえ、当該法人を所管する各府省がそれぞれ判断を行っている。